

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅲ-2-3-1(1)①イ（顧客カード等の共有について）		
1	「顧客カード等」とは、顧客カードの必要記載事項を満たしており、かつ販売の都度顧客属性を確認する「意向確認シート」のようなもので代用してもよいか。	御理解のとおりです。
2	Ⅲ-2-3-1(1)①イの顧客カード等の登録内容の顧客との共有については、投資信託の販売時のみに適用されるとの理解でよいか。	顧客カード等に登録された投資目的・意向（以下「顧客カード等の登録内容」という。）の顧客との共有は、金融商品取引法第40条第1号に規定する適合性の原則に基づき、顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底を図るために必要なものとなりますので、金融商品取引業者は、取り扱う商品を問わず、顧客カード等の登録内容の顧客との共有を行う必要があると考えられます。また、販売時のみならず、顧客との様々な接触機会の際、顧客の申出に基づき、顧客カード等の登録内容が変化したことを把握した場合にも適用されます。
3	顧客の投資目的・意向に沿わない投資一任契約の締結は、一般的にはありえないため、商品提案から投資一任契約締結までの過程自体が、顧客の投資目的・意向を共有した投資勧誘と考えられるが、その場合でも、顧客カード等の登録内容の共有が必要となるのか。	金融商品取引法第40条第1号に規定する適合性の原則は、投資一任契約を適用した顧客にも適用されており、投資一任契約を締結した顧客についても、顧客カード等の登録内容の共有は必要であると考えられます。
4	Ⅲ-2-3-1(1)①イの顧客カード等の登録内容の顧客との共有について、金融商品取引法第40条については、特定投資家は適用除外となっているため、一般投資家にかかるものという認識で問題ないか。	御理解のとおり、金融商品取引法第40条第1号に規定する適合性の原則は、同法第45条の規定により特定投資家は適用除外となっていることから、顧客カード等の登録内容の共有については一般投資家にのみ適用されるものです。しかしながら、実情に応じて特定投資家に対しても顧客カード等の共有を行うことを妨げるものではありません。
5	Ⅲ-2-3-1(1)①イの顧客カード等の登録内容の顧客との共有について、本監督指針案施行後以降の新たな取引において適用されることから、これまで作成した顧客カードについて、全て通知するといった遡及適用はないとの理解でよいか。	顧客カード等の登録内容の顧客との共有については、新規顧客に限定されるものではなく、既存顧客に対しても適用されます。監督指針改正後、既存顧客を含めて共有に向けた取組みを行う必要があると考えられます。
6	顧客との共有を目的とした顧客の投資意向、投資目的等の確認行為は、勧誘に該当しないと理解でよいか。	投資目的の確認を行うのみであれば、御理解のとおり勧誘には該当しないと考えられます。
7	「顧客カード等の作成に当たっては、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有」とあるが、これは、「投資目的・意向」について共有することを求めているとの理解でよいか。	御理解のとおりです。なお、趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

8	<p>「双方で共有」とは、顧客の申出通りに顧客カードの登録内容を変更した旨を電話、文書などで顧客に通知すれば足りるのか。それとも、変更後の登録内容が記載された書面を顧客に交付（電子的手段による交付を含む）する必要があるのか。</p>	<p>顧客カード等の登録内容の顧客との共有にあたっては、顧客と金融商品取引業者等との間で登録内容について確認するだけでは不十分で、これを確実に行う観点から、顧客への手交、送付（電子的送付を含む）など書面による共有（以下、「書面による共有」という。）が必要と考えられます。</p> <p>なお、こうした対応ができるまでの間は、顧客からの問い合わせに対し、適切に対応できる態勢を構築する必要があると考えられます。（インターネット取引等の非対面取引における顧客カード等の登録内容の顧客との共有については、No.18～21の回答を参照ください。）</p>
9	<p>「双方で共有」の方法は、顧客カードの登録内容の書面交付（電子交付を含む）による共有の方法に限られるのか。</p>	
10	<p>「顧客カードの登録内容」の「共有」の方法については、販売員・顧客双方で、投資目的・意向について、適宜適切な方法で確認すること（＝購入商品が当該顧客の投資目的等に適合していることを相互確認すること）で足りるとの理解でよいか。</p>	
11	<p>今回の改正案に関し、適合性原則について、「顧客の投資目的・意向について、個別商品の勧誘・販売時には、顧客の投資目的・意向に即した取引かどうかをあらためて顧客・販売会社で確認する等の販売管理態勢とすること」で、本改正案記載の趣旨に合致していると考えが問題ないか。</p>	
12	<p>顧客カード等の登録内容の情報について顧客からの照会に適切に応じる態勢が整っていることを顧客に書面やホームページを通じて周知し、顧客からの照会があれば応じるという方法でも「双方で共有」できていると考えてよいか。</p>	
13	<p>「・・・顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。・・・」とあるが、金融商品取引業者等がヒアリング形式により顧客カードを作成した場合は、顧客に当該カードの内容を確認いただいたうえで署名依頼する等の対応を行えば問題ないか。</p> <p>また、金融商品取引業者等が作成した顧客カードに顧客自らが属性等を記入する形式の場合は、記入内容を顧客自身が認識し、金融商品取引業者等が当該内容を確認していることから、顧客と金融商品取引業者等との間で適切に情報が共有されているとの理解でよいか。</p>	
14	<p>法人については、法人の代表者名（代表者の押印あり）により書面で意思表示を行う際には当該法人内において適切な管理を行うものと考えられる。そこで、法人については、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握した際に、法人の代表者名（代表者の押印あり）により、その意思表示を書面にて連絡を受けた場合には、当該連絡をもって共有しているとの理解でよいか。</p>	

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

15	「変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど」に関し、例えば、取引残高報告書等により定期的に顧客の現在の登録内容を書面で通知する方法も含まれるとの理解でよいか。	書面による共有の方法については、各社ごとの実情に応じて、御質問に記載のような方法等により行うことは差し支えないものと考えられます。
16	新規口座開設時に顧客カードの登録内容が記載された申込書の写しを交付する方法や当該月の口座開設者に対して翌月一斉に顧客カードの登録内容を書面をもって通知する方法も「双方で共有」に含まれるとの理解でよいか。	
17	買い付けのあった顧客に対して、定期的に(例えば、1年1度)、最新の顧客カードの登録内容を顧客に連絡し、顧客から変更の申出があったときは登録内容を変更している場合には、「変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど」を満たしているとの理解でよいか。	定期的に行うことは差し支えありませんが、顧客への連絡や変更の確認のみでは足りず、書面による共有が必要と考えられます。
18	インターネット取引における顧客カードの登録内容変更の際の登録内容の「共有」方法等について、下記①～③の対応で差し支えないと考えてよいか。 ①登録情報について電話オペレータが把握し、問い合わせがあった場合は回答できるようにしておく(折り返し対応を含む)。 ②変更依頼(電話、ネット、書面での連絡)を受けた場合は、登録内容の変更手続きを行う。 ③登録情報は電話にて確認できる旨をウェブサイトで案内するとともに、登録内容に変更があった場合は連絡していただくよう、定期的に顧客のマイページ(本人認証後のページ)にて顧客に要請する。	インターネット取引や電話取引などの非対面取引においては、書面による共有又はマイページ等により随時閲覧できる状態が必要と考えられます。 なお、こうしたシステム対応ができるまでの間は、顧客からの問い合わせに対し、適切に対応できる態勢を構築する必要があると考えられます。
19	Ⅲ-2-3-1(1)①イの顧客カード等の登録内容の顧客との共有について、当行インターネットバンキングでは顧客カード等の作成にあたって顧客の投資目的・意向などを顧客が画面上で自主的にインプットし、その内容がシステム(当行では顧客カードと位置づけています)に登録されることとなっている。また、顧客はコールセンター・店頭で申し出ることによりその登録内容を確認し、変更も可能な体制となっている。この場合、顧客カード等の登録内容を金融商品取引業者等と顧客の双方で共有していると考えてよいか。	
20	インターネットバンキングや、テレフォンバンキングで取引を行う場合の「顧客カードの登録内容」の共有とは、インターネットバンキングでは画面上での確認、テレフォンバンキングでは、口頭での確認で充足していると考えて問題ないか。	
21	顧客カード等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有することが求められているが、店頭窓口とインターネットの両方で取引可能な場合において、インターネット上で顧客が変更した投資目的・意向を支店の窓口でも把握可能とする必要があるか。それとも、本部の担当部署で照会可能であれば要件を充足するのか。	店頭又はインターネットのどちらか一方で投資目的・意向を変更した場合であっても、当然のことながら店頭及びインターネット双方において、変更内容を把握しておく必要があると考えられます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

Ⅲ-2-3-1(1)①ロ (販売時における承認について)		
22	「元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。」とあるが、ここでいう「リスクの高い商品を販売する場合」とは「勧誘した上でリスクの高い商品を販売する場合」との理解でよいか。	勧誘・非勧誘を問わず、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行う必要があると考えられます。
23	対面取引において、顧客からの要請に基づき顧客の投資方針よりリスクが高い商品を販売する場合(非勧誘による買付)、以下の運用が「慎重な販売管理」に該当するか。 ○顧客の投資方針よりリスクが高い旨の説明を行い、顧客の理解を得たうえで販売している。その際に、顧客から投資方針の変更の申出があれば、投資方針の変更を行なうこととしている。	
24	「元本の安全性を重視している顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか」とある。これについて、インターネット取引においては、各商品のもつ商品特性やリスク特性について丁寧かつ適切な説明(ウェブ上での説明を含む。)が行われ、当該説明について項目ごとに顧客が理解したことの確認(リスク特性については、個別具体的なリスクごとの確認)がなされるのであれば、管理職による承認はなくとも「慎重な販売管理」に当たると考えてよいか。	御理解のとおりです。
Ⅲ-2-3-4 (顧客に対する説明態勢について)		
25	Ⅲ-2-3-4において、「顧客」には特定投資家は含まれていないという理解でよいか。もし含まれていないということであれば、「(1)②へ」の文中の「顧客」にも特定投資家は含まれていないとの理解でよいか。	Ⅲ-2-3-4(1)の説明態勢に関する主な着眼点は、一般投資家を念頭に置いたものですが、実情に応じて、特定投資家への情報提供を行うことを妨げるものではありません。
26	従来から投資信託協会規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」により、投資信託委託会社は、本件に類似する適時開示を予め社内規定として定めた開示の可否に基づいて行うこととされている。本件においても、「市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象」に該当するか否かは、投資信託委託会社の判断による、との理解でよいか。	市場動向急変時等の該当性については、投資信託委託会社のみでの判断によるものではなく、販売会社の判断による場合もあると考えられるため、両者が連携し、適切に対応する必要があると考えられます。
27	運用状況等についてのレポートとは、当該市場動向及び当該事象並びにこれらによる投資信託の基準価額への影響等についてのレポートとの理解でよいか。	御理解のとおりですが、発生した事象の内容に応じて適切に作成していただく必要があると考えられます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

28	<p>市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、投資信託の基準価額の変動には、個別の投資信託の運用状況よりも市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が大きく影響しているものと解されている場合が多く、投資信託の運用状況等を個別に説明するよりも複数の投資信託について1つのレポートに纏め、市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生に焦点を絞って説明する方がレポートの作成・提供を速やか、かつ実効的に行うことができるのではないかと考えられるが、どうか。</p>	<p>御意見のとおり、市場の急変時には1つの投資信託の運用状況に関するレポートよりも事象の発生に関する全体的なレポートを作成した方が有用である場合が想定されますので、顧客説明レポートは、状況に応じて作成することで差し支えないものと考えられます。</p>
29	<p>「適時適切な情報提供」の方法については、各金融機関が、顧客の取引状況(保有額、保有商品等)や属性(投資経験、年齢等)などに応じて、往訪、架電、郵送、Eメール等を適宜使い分ける運用で問題ないか。</p>	<p>情報提供の方法については、顧客の状況に応じた方法によることで問題ないと考えられます。</p>
<p>Ⅲ-2-5-2-1及びⅢ-2-5-2-2 (金融ADR制度への対応について)</p>		
30	<p>金融ADR制度への対応に関する改正案について、契約締結前交付書面の「交付の際に」、金融ADR制度についての説明を行っているかとされているが、「交付の際に」を「交付に関し」に変更してほしい。</p> <p><理由></p> <p>① 契約締結前交付書面を郵送により交付する場合、交付の「際に」説明することは極めて困難である。</p> <p>② 金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号においても「交付に関し」と規定されており、これと同じ表現にしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
31	<p>「契約締結前交付書面の交付の際に、金融ADR制度についての説明を行っているか。」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号に規定する契約締結前交付書面に係る説明義務と同等の説明義務を求めているとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
32	<p>年1回、全顧客に契約締結前交付書面を一斉送付しているが、「金融ADR制度についての説明」の方法として、例えば、契約締結前交付書面の中にADRの説明を記載する方法や、分かりやすい説明文(リーフレット等)を作成し、契約締結前交付書面に同封して交付する方法が含まれることを確認したい。</p> <p><理由></p> <p>投資家にとって、金融ADR制度の利用を迫られることは頻繁に生ずることではないはずであることから、口頭に比して保存性に優れる書面による説明の方が、必要に応じて説明事項を再確認できるため、より投資家保護に資すると考えられる。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
33	<p>「契約前交付書面交付の際に」とあるが、取引が経常的にある投資家に対して交付の都度説明を実施する必要があるのか。一度説明を実施したケースにおいて、経常的に取引がある場合は不要との理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

34	金融ADR制度の説明についてどの程度の対応が必要かに関しては、各社判断で状況に応じ適宜適切に行うことでよいか。	御理解のとおりです。
35	金融ADR制度について説明を実施するに当たっては、各社判断で必要に応じて適宜適切に記録すればよいとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
36	顧客が説明を聞こうとしなかったり、会うこと自体を拒否する等、説明が困難な場合がある。このような場合、金融ADR制度について説明した印刷物を送付することを以って、「説明」と見做して差し支えないか。	御理解のとおりです。
IV-3-1-2(4)①（投資信託の分配金に関する説明について）		
37	「投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか」により求められている説明は、分配金と元本の関係を示したイメージ図を用いた説明、又は分配金と元本の関係を記載した文章を用いた説明が考えられるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。なお、勧誘時における分配金と元本の関係についての説明のほか、金融商品取引業者等が顧客に送付する利金・分配金の通知等において、「特別分配金」の文言を「元本払戻金（特別分配金）」と記載するなどの対応も必要になると考えられます。
IV-3-1-2(4)②（通貨選択型ファンドの販売に関する確認書の受け入れについて）		
38	顧客と投資一任契約を締結し、中長期的な視点で顧客の許容リスク・期待リターン等に応じて複数の投資信託によりポートフォリオを構築し運用を行う「ファンドラップ」について、ポートフォリオに通貨選択型ファンドが組み入れられる場合に、確認書の受け入れが必要であるか確認したい。	投資一任契約締結の際に、顧客に対しリスク等について適切な説明がなされている場合には、個別取引における確認書の受け入れは不要です。
39	SMA契約（投資一任契約ではない）もファンドラップと同様に、確認書の受け入れまでは必要ないと考えてよいか。	
40	非勧誘の販売時にも確認書を受け入れるなどの対応が求められているのか。	本改正の趣旨に鑑み、勧誘を伴わない販売においても、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書の受け入れは必要であると考えられます。なお、趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。
41	確認書は電子的手段により受け入れることも可能か。	確認書の受け入れは電子的方法によるものでも問題ないものと考えられます。
42	「通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客への勧誘・販売時において」とあるが、自社からの購入実績（投資経験）はないが、他社からの購入実績（投資経験）があることを顧客に口頭又はオンライン取引プロセスで確認できれば、確認書の受け入れは不要であるとの理解でよいか。	他社での投資経験を確認できる場合は、確認書の受け入れは不要であると考えられます。なお、顧客からの確認内容を記録・保存しておく必要があります。
43	通貨選択型ファンドへの投資経験がない顧客への勧誘・販売時に、顧客から商品特性・リスク特性を理解している旨の確認書を受け入れることとされているが、法令により各種行為規制を免除されている特定投資家について確認書の受け入れは不要との理解でよいか。	本規定は、必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられる一般投資家を想定したものであることから、特定投資家からの確認書の受け入れは不要であると考えられます。なお、趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

44	「勧誘・販売時」において確認書を受け入れることとなっているが、ここでいう「勧誘・販売時」とは「勧誘を行い、かつ販売に係る契約を締結しようとするとき」との理解でよいか。即ち、勧誘を行ったものの販売に係る契約に至らない場合は、確認書の受け入れは不要との理解でよいか。	勧誘・非勧誘を問わず、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書の受け入れは必要となりますが、契約に至らない場合は、確認書の受け入れは不要です。
45	確認書の受け入れは対面取引で勧誘を行い販売した場合を想定していると思われるが、ダイレクトバンキング（非対面）取引においては確認書の受け入れが馴染まないため、システム画面上での確認追加等別途ルールを定めて実施することによいか。あるいは、勧誘を行わないダイレクトバンキング（非対面）取引等は、そもそも確認書受け入れの対象外とみなせるのか。	非対面取引においても、顧客が商品特性・リスク特性を理解したか確認を行う必要があると考えられることから、システム画面上において確認項目を設けるなどの方法により、実施する必要があります。
46	「確認書」は単独の書式を設けるのではなく、既存の確認書の書式を変更して使用することでもよいか。	今般の確認書の趣旨を満たすものであれば、既存の確認書の書式を変更のうえ使用しても差し支えないものと考えられます。
47	「確認書」の法的位置付け（保存期限等に影響）はどのように考えたらよいか。	確認書は金融商品取引法上の法定帳簿ではありません。よって、保存期限等の取り扱いについては、各社の判断により適切な運用を行っていただく必要があると考えられます。
48	「通貨選択型ファンド」への該当性は、当該ファンドの委託会社が判断するものであり、販売会社が独自に判断するものではないとの理解でよいか。販売会社はあくまで委託会社が「通貨選択型ファンド」に該当すると判断したファンドについて確認書の受け入れ等の対応を行えば足りると考えてよいか。	御理解のとおりです。
全般について		
49	今回の改正を受けて、追加でシステム開発が必要となった場合、本改正の適用時期について相当程度の猶予期間を設けてほしい。	本改正は、当局が金融商品取引業者等の投資信託の勧誘・販売態勢等について、検証を行う際の留意点を明確化したものであり、実施までに一定の猶予期間を設ける必要があるものではないと考えられます。各金融商品取引業者等において、システム開発等のために、直ちに監督指針に沿った態勢が整備されない場合でも、態勢整備に向けた取組み状況を含めて検証をすることになるものと考えられます。
50	今回の改正に金融商品取引業者が対応するためには、業務運営態勢の構築やシステム対応等が必要となる。そこで、今回の改正への金融商品取引業者の対応については、合理的な期間内に行えばよいとの理解でよいか。	御理解のとおりです。